

平成30年勝浦町マラソン議会（5月会議）会議録第2日目

1 招集年月日 平成30年5月15日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 5月15日 午前9時31分 議長 籾 公一

散会 5月15日 午前11時58分 議長 籾 公一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	藪下武史
企画総務課長	山田徹	税務課長	久木喜仁
福祉課長	岡本重男	産業交流課長補佐	西濱浩史
住民課長	中瀬弘晴	建設課長	松本博文
教育委員会事務局長	笹山芳宏	勝浦病院事務局長	笠木義弘
会計管理者	後藤信之	地方創生推進室長	石木正昭

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第2号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第1号 勝浦町消防団員の定員，任命，服務等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第3 議案第2号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第3号 勝浦町における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第4号 勝浦町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第5号 平成30年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第6号 平成30年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第7号 平成30年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第8号 平成30年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第9号 平成30年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第10号 国民健康保険勝浦病院 電子カルテシステム導入事業に係る物品購入契約の締結について
- 日程第12 報告第1号 専決処分の報告について
勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第13 発委第1号 勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで（第2号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時31分 開議

○議長（筈 公一君） それでは、ただいまから平成30年勝浦町マラソン議会5月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは野上町長，藪下副町長，山田企画総務課長ほか全課長でございますが，海川産業課長にかわり，西濱課長補佐が出席しております。よろしく申し上げます。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 次に，日程第2，議案第1号，勝浦町消防団員の定員，任命，服務等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第5，議案第4号，勝浦町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題とします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが，これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 異議なしと認めます。

それでは，これより詳細質疑を行います。

まず，議案第1号について質疑はございませんか。

消防団員の定員，任命，服務等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

質疑はございませんか。

国清議員。

○7番（国清一治君） 議案第1号について1点だけお聞きしておきたいんですが，熟済会議のときにもちょっとお聞きしたんですが，この災害の場合の手当なんですけれども，支給隊員がはっきりしないっていうか，聞いたところでは8時間という単位を聞いとんですが，ここらを規則とか何かで定めんのですか。要領とかをこしらえとかなんだら，これ分団長に確認を全て任せるようなことを言われとったと思うんです

けど、そこらははっきりしとかんだら、後でトラブルが起こらへんかいなと心配するんですが、そこらだけ1点お聞きしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 一応詳細というか、実施に伴う疑義等が多分今後もある程度出てくるということは想定はいたしております。ですんで、8時間で1回と計算するとか、そういうふうなところについては、一応基準として定めて分団の方にもお示しをするようにいたしております。

ただ、実際に始まってみて支給するようになった段階でいろいろな疑義が出てくるというふうには想定しておりますので、分団長会議においてそこらの拾い上げをして見直し等もしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） この手当については水防も該当すると思うんやけど、特に第7と第8が1年間に何回か星谷橋の通行どめの関係で出てますが、その場合に詰所待機と自宅待機とかいろいろあるんです。非常にこれデリケートな問題やと思うんで、後でトラブルが起こらんように、これはもうきちっと、口頭とかほんなんでもなしに、決まったもんをぜひこれつくっていただきます、後で必ずトラブルが起こりますので。行方不明者の捜索についてもそうやと思いますよ。分団長だけに任すとなったら、分団長も非常にある意味では負担もかかってくると思うんで、そこらもきちっとしたもんをつくっていただきます。答弁があれば。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 議員のご指摘のとおりであろうかと考えております。

そしてあと、水防の場合の自宅待機、詰所待機の件でございますが、こちらのほうは詰所待機からの支給ということで、既に先日分団長会議がございましたので、8時間の話、それと詰所の待機、水防の場合は詰所待機、それとちょっと昨日も若干出たかもわかりませんが、火事の場合、出動して詰所まで来られた場合には出動単位にするというような、そこらのところは既にご説明させていただいて、疑問がないかどうか分団長会でのご意見を伺わさせていただいております。おっしゃるように、基

準をきちんとつくり、紙に落としたものをお示ししていくような格好で進めたいと思います。ありがとうございます。

○7番（国清一治君） わかりました。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） それでは次に、議案第2号について質疑はありませんか。

国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。

ありませんか。

質疑なしでよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

いわゆる粗大ごみの廃棄のことについての条例ですが、質疑ありませんか。

麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） これは、今回の条例で無料にされるということは非常に喜ばしいことだと思っております。

それと、この下にあります可燃物、不燃物の収集運搬処分の袋代ということで明記されておるんですけども、このごみ袋に関して、私全部読んでないんですけども、他町村では、収集袋を購入するに当たって勝浦町の町民であるというような、他町村でありますと、簡単でいいんですけども、証明書を持って買いに行くようにしているようなところが最近多々あるわけです。なぜかといいますと、勝浦町も御多分に漏れず他町村から、あつてはならないんですけども、ごみが持ち込まれておると。そういうふうなところが大分見受けられまして、廃棄物を焼却するに当たっても幾らがしかの重量アップなりコストアップにつながっていると思うんです。この中でもしできるんあれば、ごみ袋購入に当たって簡単な証明書といいますか、この者は勝浦町の町民であるというような証明を持って行ってごみ袋を買っていただければ、幾らがしかのごみ搬出の減量化になると考えておりますが、そういう考え方はございませんか。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 議員ご指摘のように、町内のスーパー等でごみ袋は販売

させていただきます。現在のところ、町内在住かどうかの確認は行っておりません。しかしながら、ご指摘のように、他町村からごみが持ち込まれる可能性があるかと思えます。

議員ご指摘のことにつきましては、今後検討を含めて考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） なるべく早いうちに検討していただいて、前向きに、できれば早急にやっていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（笹 公一君） 答弁ええ。いつまでが期限か、ある程度言う。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑はございませんか。

美馬議員。

○3番（美馬友子君） 済いません。第一読会で聞き漏らしとったんでちょっとお伺いしたいと思います。

これは、電子化された印鑑登録証明書と認識すればいいんですか。今回、保存だけなんですか。請求するときには、今までだったら印鑑登録証、カードをもらった分で請求できるんですか。それとも、マイナンバーカードだけで取得することができるのかということと、今までどおりLINEでもこれは請求できるのか。発行手数料は同じだと思うんですけど、これに係る予算がきのう説明がなかったように。これは予算がかからないのですか。

それから、何で7月1日から施行するのか。その点よろしくお願いします。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 印鑑登録証明書の発行につきましては、現在と住民の方の手続は同様でございます。

改修費用につきましては、前年度で既にシステムを改修しております。条例改正等

が必要ということでありまして、7月1日から施行させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） いいですか。

美馬議員。

○3番（美馬友子君） 結局この条例で住民の方にとってはどんなことが変わるんですか、わかりやすい言葉で、済いません。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 住民にとって変わるっていうことはございません。証明書のほうが原票を複写機、いわゆるコピー機で発行しておりましたのを電算機に取り込んで、コンピューターから出力したものを証明書として発行するというところでございます。

○議長（笹 公一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第4号までの4件を一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(節 公一君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第4号までの4件は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長(節 公一君) 続いて、日程第6、議案第5号、平成30年度勝浦町一般会計補正予算(第1号)についてから日程第10、議案第9号、平成30年度勝浦町病院事業特別会計補正予算(第1号)についてまでを一括して議題といたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

まず、議案第5号について質疑はございませんか。

井出議員。

○9番(井出美智子君) 議案第5号について質疑を行いたいと思います。

予算書の14ページ、427番の町住宅新築事業助成金についてお聞きしたいと思います。

これは500万円が計上されておりますが、今町内、沼江で新しく3戸、それから今山で3戸、それからきのう聞きましたところ横瀬でも2戸、新しい住宅の建築が予定されていると聞いております。この30年度中に着工するかどうかはわかりませんが、今聞いた時点でもこの500万円の予算では、1戸当たり100万円の助成が難しいと思います。このことについて町はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長(節 公一君) 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 個人向けの住宅新築助成事業といたしましては、移住交流で入ってこられる方の分、こちらのほうが先ほど議員さんのほうから指摘された分の500万円であろうかと思えます。これとは別に、住まい応援事業というふうな部分が町内に在住されている方の新築助成として1,000万円ほど措置はされております。基本的にはそれで対応をしたいというふうには考えております。

それと、昨日も産業交流課長のほうから申し上げましたが、財源としてどちらも過疎債を充当いたしております。財政担当課ということもございしますが、基本的には過疎債が借りれる分が上限であろうかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 住まい応援の1,000万円については認識不足でしたが、両方とも過疎債という答弁をいただきました。過疎債が出せるだけ予算措置ができるということですか。

町長に確認したいんですが、勝浦町内で今年度中に新築希望があれば、全戸に100万円の補助金を必ず出していただけるかどうか、その点についてしっかりと確認したいと思えます。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

ただいまの質問で、いわゆる町内で今年度新築に着手する事業につきまして、年度の区分はあろうかと思えます。遅くかかった分、例えば12月とかに着手する場合は30年度中に終わらないかというふうには思います。そういう場合、ある一定、過疎債が借入れの申し込みができる9月あるいは10月あたりまで一度今年度としては申し込みを切る考えでございます。その後着手するものについては、地方創生が31年度までありますので、いつの時点までその申し込みを受け入れるかということは今後の検討とは思いますが、少なくとも31年度に完成する住宅につきましては、事業としては継続する意向でございます。今のところ、いわゆる31年度までに完成できるのであればいけるということで考えていただきたいというふうに思っております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） まず、町長に聞いておきたいと思えますが、今回肉づけ予算

ということで、議員のほとんどが非常に期待をいたしております。といいますのは、3月議会の議会広報作成時に、非常に予算のあらし方について協議したんですけれども、肉づけ予算でかなりのもんが出てくるであろうということで、場合によったら臨時号ぐらい出そうかという、これは事実なんです、予定をしておりましたが、きのう終了後ちょっと何人かと話をしようと思ったら、これは臨時号には値しないということで非常に残念だったわけなんです。

私も私なりに分析しましたら、実は去年の当初予算が35億5,300万円だったと思います。ほんで、ことしが34億円で、1億4,000万円です。ほんで、これは2通りの私は考えを持っています。町長は、政策として耐え得る財源がなかったのかどうか。

それともう一点は、就任後まだ4カ月ということで、大きな政策を組むには期間が余りにも足らなかったのかと。というのは、今までの答弁の中でもそこらのニュアンスがちょっと出てきたので、後者のほうかなというように考えておりますが、まずその点、町長のお考えを聞きたいのと、きのうから非常に時間をとって議論がありました町民祭の問題。これは、きょう担当課のほうから詳しい資料が出てきましたんで、内容的には十分わかったんですけれども、アンケートの問題。副町長だったと思うんですが、3年もたったので、アンケートをとってというような考えだったのかなと思うんですが、私はまだ3年しかたってない。これ復活するのに何年かかったと思いませんか。議会のほうから復活したらどうかということで、何年もかけてやっと60周年にひっかけてやったということで、3年なんですね。ほんで、私はこれ町民全部に聞かなんたら判断ができんぐらいこれは重大な大きな問題なのかどうか。私は決してほうではないと思うんです。私は、もう基本的にこれアンケートをとるということには反対でございますし、意味がないと思ってます。ほんで、予算は否定しませんので、この明細から見ましたら、参加者が少ないのであれば、この参加者の商品のところだった10万円、1,000人来て10万円だったら100円ぐらいの参加賞みたいなもんですが、そこらをもっと充実して、トータル予算では否定しませんので、運用面で考えて、私はもうアンケートの予算と言うのは絶対必要でないと思ってます。これは私の意見ですよ。

そういうことで、そこらをお新町長ですので、予算の面とこの町民祭の今後の運用について答弁をいただきたいと思っております。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今回予算がありまして、当初予算、肉づけの前の骨格予算で34億円余りで、既にもう肉づけ予算として考えているものというものもほぼ聞いておりました。36億円を超えることとなっております。こうなりますと、財源として基金からの繰り入れっていうのを頼らざるを得ないという一般財源の確保という部分では難しいんじゃないかと。ただ、私も職員として今まで経験してきた中で、かなり繰越金が出てくる可能性はまだ残っているだろうという思いもありました。ただ、そのあたりが見えてからっていうところの部分もあったというのと、もう一つ、議員おっしゃるように、もう少し自分の考えの中でも取り組みたい事業が何点かございます。少し答弁に時間をいただきたいかとは思いますが、まずは子育て日本一の取り組みに對しましても、その子育てに対する経費の負担減がいいのか、また子育て空間の整備がいいのか、また教育の質の充実、そういったものにかけていくのがいいのかって、そういったあたりの検討もしていきたいと。そのあたりで思っているところもあります。

また、公約の中にありました果樹研究所のところにつきましても、今事務レベルで打ち合わせ等を始めた。始めたというのではなくて、県と接触をし始めているというところがございますし、今後のことかというふうにも思います。

また、県道整備あるいは県営事業等につきましても、就任以来3回ほど東部県土整備局にも要望活動で行ってございまして、挨拶回りも兼ねてではございますが、させていただいているところがございます。そのあたりにつきましても、かなりの勝浦町内での事業というのを確認させていただきました。

それからまた、できれば3月のひな議会等で約束させていただいた星谷橋の改築基金というものにつきましても、今の財政状況を図りながら基金条例は今年度中に作成していきたいというふうにも考えております。こういった面で、もう少し猶予をいただきたいというところが本音でございます。

また、町民祭につきましても、今のところ勝浦町内全体がいわゆる連携を図る、またコミュニティーの場としての機会というのが少ない、こういったことは私も思っております。またそれから、スポーツ振興、文化振興、そういった面だけでなく、もう少し何かいいアイデアが出てくればという思いもございます。

ただ、今回K-F r i e n d sにお願いして、少し町関係機関以外、地区の負担が軽減されるようなやり方が出てくるのであれば、それも考えてみるべきかなというふうに考えておりますので、このあたりを含めて事業を実施したいというふうに考えております。どうかご協力をよろしくお願いいたしまして、答弁といたします。

アンケートにつきましては、内容的にはこれから精査する必要はあろうかと思うんですが、そういったご意見については聞いてみたいというのが私の意向でございます。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） ぜひとも今年度中に議会の広報のトップ記事に飾るような、実は3月議会のトップ記事も弱ったんですよ、ないんですね、新年度を迎えて大きな事業はなかったんです。ほんで、今度の7月には無理かと思いますが、年度内にはぜひともトップ記事に迷うぐらいの大きいというか、お金が大きいという意味じゃなしに、新しい創生の事業を打ち出していきたいなと思っております。

それと、町民祭の件については、私は政治判断でできると思います。アンケートをとるんだったら、美馬議員が言ようったような病院の今度の改築に向けての町民の声をもっと聞いてするような、お金をようけかけるんですから、町民の意識はこれ必ず必要なんで、そういう方面に使って、町民祭をするかせんかというのは町民は余り関心がないと思うんですよ。

ほれともう一点、皆地区で頑張っているイベント、もう3年やどころでないんですね。もう今はも10年を超えて全てボランティアでやっているんですよ。悩みもいっぱい抱えてます。町民祭を掲げとる問題やもう知れたもんですよ。ほんで、これを見たら、これは人件費がかなり多いなって。これはこのところはあえて言いませんけれども、やはりイベントっていうのはもうボランティア主体でいかなんだらなかなかできないと思いますので、私はあえて申しますが、もうアンケートはとってほしくない。私はあえて申しておきますけども、そういうことで判断をお願いしたいと思っております。

○議長（節 公一君） 答弁は。意気込みを言うてもらおうか。

○7番（国清一治君） 予算のとこだけで、もう年度内に。

○議長（笹 公一君） 予算のな。実現化、政策の。

○7番（国清一治君） うん。

○議長（笹 公一君） はい。

○町長（野上武典君） 予算につきましても、できれば来年度の予算の組み方については、私なりに今まで思ってきたところの考え方で組みたいなというふうに思っています。簡単に言えば、どういうことかと言いましたら、できればことし年度が終わる前、11月ごろぐらいに議会の少しは議論に上っていくような事業っていうのが、31年度の事業がことしの秋に上っていくような話にならないかなというふうに思っております。そのあたりで議論をいただいて31年度の予算を固めるというような方法がとれないかと。ちょっと今年度一足飛びにそれができるかどうかというんは、今のところ確約はできないところではございますが、そういったいわゆる事業執行、予算執行、行政執行っていうのを考えていきたいなというふうに、こう思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） 議案第5号について質疑をいたします。

4点ほどお聞きいたします。

まず、今の国清議員の質問と関連するんですけれども、今年度この町民体育祭が実施されるということでお聞きしてます、私は国清議員と少し違うんですけれども、ことし改めてK-F r i e n d sに今まで以上に業務全般を委託する中で、企画等もK-F r i e n d sが主体的となつてするんかなって想像してます。

そういった中で、でき得る限り住民のニーズをこの計画する間に把握して、もうでき得る限りのことをやった上で、どうしても前年から大きく参加者が減ったとか、また当日の雰囲気から読み取ってちょっと見直しが必要なんでないかっていう部分を感じられたら、その時点でこのアンケートを実施するかどうかちゅうんは判断したんでええんかなと思うんです。先ほど国清議員が言ようったように、私はこれは町長の思いで実施したらいいと思うし、その思いが住民に伝わるように町長がしっかりと発信していけばいい事案なんかなって思います。

この点に関して、でき得る限りの努力をする。いろんな反省点も踏まえて、今までできなかったようなこともチャレンジしてみるっていう新たな取り組みを踏まえた上

でアンケートをするんでええんでないか。ということは、満足いく結果が得られたらアンケートはせんでもええという部分の落としどころでも構わへんのかなと思います。そういった部分で、このアンケートの予算が執行されないのであれば、私たち議会も今回のこの補正予算で認めた上で、こういった結果が得られたら執行せんかってもしゃあないでないかって、成功したんやけんええでないかというふうになるんかなと思うんです。せんうちに先にアンケートをとって来年度のことを決めるんでなしに、やっぱり結果を見てから判断ていう部分でいいんでないかと思うんで、ここらあたりの町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次は、昨日この教育委員会に詳細な資料を求めて、けさほど議会の控室のほうに配られておりました。実際、この詳しい資料を、局長、いただいておりますのうの質疑はもう少しスムーズに多分いけたんちゃうんかなと思うし、余り違和感なく議論が進められたんかなって思います。

その中で2点ほどお聞きします。

9款3項1目の中の中学校管理費、修繕費の部分、勝浦中学校校舎内床材補正、これは多分予算書には載ってないんですけど、床材補正ということで19万4,400円がのってます。この部分については、もう経年劣化、もともと想定された床材補正の工事費なのかどうかという点を1点。

それと、9、4、1の部分です。これは、ごめんなさい、きのう聞き漏らしとったんですけれども、標柱看板等設置についてオハツキイチョウ、またシルル紀石灰岩の部分が計上されてます。これとは別に、立川地区には鳥居ケヤキっていう観光地があると思うんですけど、今回予算化するに当たって、この鳥居ケヤキへのアプローチ、またその鳥居ケヤキ周辺の整備等は検討されなかったのかという部分についてちょっと確認をしたいと思います。

最後に1点、これは議案第3号に係る粗大ごみの無料化についてでございます。

今年度のこの補正予算については、収入の部分は32万円の減という部分が出ておりますけれども、それに伴う、私が想定するにはやっぱり無料化すればある程度出す人もふえるんかなっていう部分を感じられる中で、どれぐらいの粗大ごみの量がふえることを想定されるのかっていう部分を、今住民課長の認識でよろしいので、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（笹 公一君） まずほんなら、順番からいこうか。

ほんなら、野上町長。

○町長（野上武典君） アンケートの件なんですけど、おっしゃるとおり、実施内容を十分に関係団体等の意見も聞きながら、新たな形でやってみるといような結果についてのときでいいかと思えます。その評価も含めてといような意味合いでアンケートは実施してみたいし、またひょっとしたら新たなこんなことがっていようなご意見も出てくるという期待もいたしておりますので、こういったところで考えていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） お答えを申し上げます。

経年劣化によるものでございます。教室の床とかが大分傷んできておりますので、ワックスを塗ってできるだけ長もちをして使えるようにということでございます。

それから、鳥居ケヤキの件ですが、たしか天然記念物の指定ではないと思っておりますので、標柱を立てたりとかっていうのには該当しないかなと。ほんで、町のほうで鳥居ケヤキは観光の資源として活用していると思うんですけども、現在のところとりあえず道路から崩れたままであるかと思えます。それと、鳥居ケヤキ自体も大分弱ってきているというふうなことは聞いております。

以上です。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 粗大ごみの経費につきましては、年間3回、現在150万円程度処理費として予定をしております。6月、9月、3月に実施をしております。

1回50万円程度かなといふふうには見込んでおりますが、何分無料化といふことでございますので、非常にふえる可能性はあろうかと思えます。その場合には、6月と9月の状況を見てまた補正をお願いするよな可能性はあろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） まず、アンケートの件についてなんですけれども、私は逆に

アンケートをとらずとも、今までK-F r i e n d sが町内のスポーツのイベント等を多く開催してきて、そういったノウハウも生かしながら、また今までの歴史も踏まえながら、また新しい町民祭を開催することによって、わざわざとる必要がないような、ほんま盛況に終わるような町民祭となるよう期待はしています。その結果、アンケートをとらんでええんちゃうかって、そんなもったいないことせんでええんちゃうんていうような空気が出ることを望んでおりますので、そこらあたりは教育委員会の事務局、また町民も先頭に立って成功に導いてほしいと思います。もうこれは答弁要りません。

次の中学校の校舎のワックス等の分なんですけれども、経年劣化ということは、もともとの施工等が不十分なことが理由でこういったことじゃなしに、大体定期的にこういった経費がかかってくるっていう認識でよろしいんですね。この点だけ、最後確認だけお願いします。

それと、立川地区の鳥居ケヤキなんですけれども、今局長が言ようたように、今アプローチの部分がそこまでたどり着くのがなかなか困難な状況になっていると思われれます。そこも考えますと、勝浦町の現状のホームページ等でも鳥居ケヤキは観光地としてまだ記されている状況です。そこらあたりへの注意書き、また今局長がおっしゃったように、天然記念物等に指定されてない、さらにはケヤキ等の寿命また樹勢がもし衰えてきているんだったら、観光地という指定も見直さないかなのかなという部分もちょっと考えていってほしいなと思いますので、これは今後の検討課題として教育委員会内で協議してもらえませんか。お願いします。

最後です。

粗大ごみについてですが、追加の補正もあり得るっていうことで、それも広報次第やと思うんです。例年では、勝浦町の広報で、今度は6月1日の広報で粗大ごみは、今までやったら金額書いてこういうものを受け取りますよってリサイクル券は事前に受け取ってくださいよという部分、さらには町の町内放送等で案内していたと思います。そこらあたりは、今までと同様、さらに金額を消した無料化だけにするのか、はたまた無料化というものをうたって放送して、さらには広報紙でも今まで以上にPRしていくのかという部分について、最後に町長、この点については町長の思いをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 中学校の床材の件でございますけれども、お聞き及びのところでございますが、建設当時、検査材の活用というふうなことで、木材の使用を内外装ともにたくさんしております。これは、当然木材のことでございますので、コンクリート等に比べましたら傷みも激しいと。そういうことは了解の上での使用でございますので、適切な手入れをしながらも、傷んだらかえていくっていうふうなことも視野に入れて、その中でできるだけ長もちさせるようにというふうなことをしていかなければならないと思っております。

それと、鳥居ケヤキへのアプローチのことでございますが、観光してということ、観光の問題は産業交流課のほうの所管になりますので、産業交流課長のほうにも相談をしながら、議員のおっしゃられるように。使えないような資源であればホームページ等からも削除するような方向で検討するように申し入れもしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今回、粗大ごみの無料の周知方法ということで、せっかくですのでアピールはしていきたいなど。ただ、間もなく保健部長会が開催されると聞いておりますし、いつもそのあたりで周知用の回覧等をされていると思います。そのあたりで、しっかり行き届くようにPRして、多少経費がふえてもそれはいたし方ないことかなというふうに思っております。

去年の実績からいきますと、予算150万円のうち130万円余りが実際の処理量というふうな実績になっております。もう少し余裕もあるのかなと思いますし、またどうしても足りないときに補正等はどうかが了承をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） 教育委員会関係でちょっと予算のことで確認でお聞きしたいんですけども。

けさほど説明資料をいただきました。その中で、9, 1, 3の中の勝浦町学校施設点検業務ということで、1番が建築基準法に準ずる点検（生小、横小）と、そしてから非建造物、このガイドブック、マニフェスト作成業務とあるんですけど、この1番の建築基準法に準ずる点検（生小、横小）、これと2, 2, 1の分の生小、横小のガラス飛散防止対策事業っていうんがありますよね。それと、非建造物に関しては、9, 2, 1の生小の登り棒と横小の既存のブランコ改修云々で、これどちらが先で、予算で一発でこれ出しとんですけども、行き当たりばったりの予算ですか。局長、これを上と下で準じているのか、準じてないのか。

それと、予算はこれ行き当たりばったりの予算なのか。その2つで結構です。

○議長（節 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 昨日もご説明申し上げましたが、建築基準法に準ずる点検というものにつきましては、このたび空調をするに当たりまして、文科省から補助金をいただくことについてこの点検をやっておかなければならないということを実施することになりました。

それと、ガラス等の飛散防止対策事業でございますが、これも今年度まで交付金をいただける分がございましたので、必ずしておかなければならないものでもあるということもありまして、この節にガラスの飛散防止対策事業を計画したということでございます。

○議長（節 公一君） 麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） いや、支出になつとるでしょう。だから、先にこれを前もって予算もらつといて、後で修繕するんやったらわかるんやけど、一発に出してきとるでしょう。

後は言うてもまた後で聞けるけん、ほんでこのやり方で合ってるんですか。

○議長（節 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） ガラス等の飛散防止対策っていうのは、地震、防災の件でしておかなければならないことで、まだできていなかった事業でございますので、交付金もあるということでやろうかなということで、建築基準法に準ずる点検のほうは、このたびの空調の補助金をいただくに対してこういう点検をしなければならないと文科省のほうからの指示があったのですということ、直接連動は

しないのかなと思っております。

○議長（笹 公一君） 小休します。

午前10時22分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

ほかにありませんか。

大西議員。

○10番（大西一司君） それでは、議案第5号について質疑をします。

建設課、道路橋梁費補正4,100万円、坂本下道の第3橋の補修工事、設計委託料が3,100万円、工事が1,000万円ということで、まず1点目は優先順位です。これ長寿命化計画の中で危険度合いのランクづけ、まず第1番が生名の中央線の橋だったと思うんですが、この順序はどうなってるんかということが一つ。

それと、設計委託料が3,100万円で、工事は工事内容と全体の金額、これをお示しいただきたいと思っております。なぜここが優先されるのかということと、その工事内容、金額の内容です。全体でどんだけかかるかということ。

それと、教育委員会。今の4番議員の話にもあたりしたんですが、それと5番議員か、ワックス塗布っていうのはこれ十分わかるんですが、何ぼ木材であっても、塗装っていうのはそんなに短い期間で塗りかえっていうのは、我々ちゅうか、私もちょっと携わったことがあるんですが、そんなに短い期間で塗りかえするっていうのは余り考えられない。というのは、塗装っていうのは1回塗るだけでないんですよ。何回も上塗りで、3回、4回塗るん。で、かなりの期間もつようになっています。ワックスは別問題ですが。こういったことについて十分認識されとんのか。それか、階段の塗装の内容の詳細を説明願いたいと思います。

それと、余談なんですけど、学校は建設当初からいろいろ問題があります。現在も雨漏りがあるやに聞いておりますが、この問題についてはどう認識されておるのか。1階のほうに教員室ですか、職員室ですか。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 校長室です。

○10番（大西一司君） うん、校長室、校長室。そういった問題についてちょっと今現在どんな内容になっているのか、報告願いたいと思います。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 橋梁の補修工事の順番ということなんですけど、今年度は坂本下道第3橋の補修を考えております。ほんでその次に、私のほうで課の中で聞いておりますのは、棚野中央橋のほうに次はかかると聞いております。順番については、再度確認をさせていただきたいと思っております。

それと、坂本下道第3橋の補修工事の内容でございますが、塗装また耐震工事を実施すると聞いております。

以上でございます。

○10番（大西一司君） 金額、1,000万円でいけるの。

○建設課長（松本博文君） その予定でおります。

○10番（大西一司君） 設計が3,000万円。

○建設課長（松本博文君） 設計3,000万円なんですけど、そのうちの坂本下道線の実施設計業務とそれと橋梁点検業務を合わせて3,000万円幾らかになっておると思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） ワックスにつきましては、教室の中はそういうふうなことで、傷んでいるっていうか、ワックスが剥けているかなという感じなんですけれども、階段のほうはやっぱ元気な子供たちが、特に真ん中のところを上りおりするので、やはり大分黒くなって色も変わって、ちょうど角のところがすり減ってきたりというような感じで、普通私たちがイメージする学校の下に張ってある集成材のつるつるのかたいような感じの木ではなくて、いわゆる杉の白木のきれいなそのままのような感じの木に塗装をして使っているような感じなので、やはり強度っちゅうか、何回も上へ下へ上がり下がりしたり、よく通るところについてはすり減っとういうか、色もついているっていうふうな感じでございますんで、ほかの壁とかほかのところとのバランスが悪くすごく汚れているような感じがしているので、全体的に同じようなトーンにしていっといたほうがええんじゃないかなということで計画させてもらいました。

それから、雨漏りの件でございますが、私もこの春にかわってきて、そういうこと

を聞いてびっくりしまして、施工業者さんと設計士さん等に來ていただきまして、強く申し入れもしたとこでございませう。申し入れをしたら、その施工業者さんが、それについて雨漏りどめの工事च्छゅうか、いろいろな対応はしてくださっているようですけれども、聞くとこによつたら、毎年大雨のときには違ふところとか、全体的な雨漏りはとまっていないうふうな感じなので、ことし、おっしゃるように、1階部分にまで雨漏りが出てきたということですからごく憂慮をしておりますけれども、基本的に話しようたら、設計士さんは施工が悪いとおっしゃいますし、施工業者さんは無理な設計やつたとおっしゃるし、対症療法はしてくださるけれども、それ以上にはならないうふうなところが現状でございませう。

○議長（鄧 公一君） 大西議員。

○10番（大西一司君） まず、建設課。

星谷橋もそうやつたんやけど、特に生名中央線の勝水工業前の橋はいつ崩れてもおかしくないという危険度が一番高いとこで、もう優先順位も決まつたと思ふんですが、これそこら辺いつやつてくれるんか。危ない、いつ崩れるやわからんて、特に旧県道ですんで、私らも当然通り増すし、こら何かあつたらもう困るところなんで、それを今回のこいう順番。

ほいで、次は棚野ということ、まだ入ってないということ、この件についてどういふふうな検討をなされよんのか、もう一度答弁願いたい。

それと、教育委員会は、現実に、塗装のほうはわかりました。部分的にはやっぱりあります、白木च्छゅうか、木材なんで、それは了解します。

それと、後の問題は雨漏り。両方が、施工業者と設計業者がついたりついたりて責任のなすりつけ合いをしようるところをこれどうやつて解決するんですか。直さななら、いつまでたつてもこれはらちが明かんで、町長でもちょっと、誰か関係者、わかつたら。どういふふうな対応をするんか、今後。早急にせないかんと思ふん。両方の答弁。

○議長（鄧 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 生名中央線の橋梁について、一番危険度が高いといふようなお話なんですけど、一応私が聞いておりますのは、申しわけないんですけど、今年度は坂本下道第3橋、ほんで先ほど申しましたけど、棚野と申しましたけど、間違

いです、訂正させてください。立川中央線を次にするというふうな予定で聞いておりますので、これも生名の件につきましても再度確認をさせていただきたいと思えます。ご容赦願いたいと思えます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 教育委員会といたしましては、雨漏りが発生したときには業者を呼んで対応策、修理をしてくれるように依頼して、今のところはすぐに来て、いろいろひびが入るところをとめるようなコーキングっていうんですか、そういうふうなものを入れたりとかの対応はしてくれております。ほんで、これでとまるであろうという対応はしてくださっているんですけども、雨が降ってみなわからんのですが、雨が降ったらまた違うところに出たりして、また来てもらって対応してもらっているとかということは今後も根気強くしていかないかなと思っております。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） いわゆる改築等をせっかく新しくされたんですので、やっぱりそういった瑕疵があってはならないかなというふうに思います。施工業者または設計上の中、そういったふぐあいがあるというようなそういったことについて、町職員には専門的なところがないかと思えますので、まずは施工業者に対してその原因を突きとめて、とめていただくあるいは修繕していただくというのが一番かなと。そこで、疑問に思うところがあったら、設計業者も呼んでというようなことになろうかと思う。やっぱり対応はいずれかの業者でやっていただくというのが、基本的にまだ年数もたっておりませんので、それはやっていただかないかなかなというふうな考えでおります。

以上です。

○議長（笹 公一君） ほかにございませんか。

美馬議員。

○3番（美馬友子君） 19ページ、教育費の社会体育費について質疑を行いたいです。

本日資料をいただきました。事業別でよくわかりやすい資料なんですが、第一読会

で300万円の業務委託料についていろいろ質疑を行いました。きょうもいろいろあった中で、補正額の405万2,000円についての詳細を聞き取れてない部分もあるんで、もう一度詳細について説明してもらいたいと思います。

また、町長は、町民体育祭をやめる理由がないという思いですので、職員もしっかり認識して、町民体育祭の実行委員会とかボランティア団体など、協力体制がとれるように、本当に強い働きかけが必要ではないかと思います。協力体制を、業者はしっかり汗をかいてほしいという思いと、今まで何度も言ってきましたけど、世代間交流の大きなイベントです。町内の町民が一斉に集まって、スポーツを通じて交流、親睦の場として開催してきたと思いますので、私はこの行事をすごく大事にしてほしいって思ってます。みんなが寄れるっていうことはすごくいいことなので、またきょうも寄れたなっていうことが言える行事がどんどんふえていくべき、これからは、思っているんで、そのことを大事にしていきたい。

それから、その上で本当にアンケートが必要ならアンケートをする。私は、いろんな自治体のホームページも見ってみました、町民祭はどんなふう継続しとんだらう、中止したんはどんなんだらうというて調べてもみましたが、アンケート調査をしているところはありますが、それは今後も開催しますが皆さんの素直な意見を聞きたいっていう意味合いのアンケート調査なら納得できますけど、きのうは教育委員会と町長の考え方の相違があったように私は受け取りました。ですので、補正額の詳細と行政の働き方、そしてまたアンケート調査について、3点お答え願いたいのと、またこれはわかる範囲でいいですから、今までこの約50万円ぐらいの通信費を払ってのアンケート調査は行政としてどんなことをされてきたのか、その4点、よろしく願います。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 社会教育の内容のご説明からでした。

ちょっと小休を入れていいですか。済んません。

○議長（笹 公一君） 小休します。

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 昨日もご説明申し上げましたが、職員手当は職員の時間外手当でございます。

それと、消耗品費、修繕費、この役務費につきましては、通信運搬費で郵送代でございます。委託料が300万円で、その300万円の内訳につきましては別紙の町民体育大会2018費用計画表というふうなことに書かせていただいておりますが、平成30年度の計画額というところが今回の内訳でございます。

その横に、平成29年度の決算額ということで、昨年度の決算額を入れております。昨年度の決算額のところに0が入っている仮設トイレとか、音響設備のレンタル料とか、謝礼、プログラム、スタッフ前日準備、スタッフ当日から、各地区のお茶代、これらが昨年は計上されていなかった分でございます。各地区の茶代というのも、区長さんへの負担の軽減ということで、テントをどこの地区も張っていただいておりますので、テントの張り賃といいますか、そのかわりといっちは何ですけれども、地区のお世話してくださる方へお茶でお返しをしてはどうかということで、新しく載せさせていただきました。

以上でございます。

済いません、小休をお願いします。

○議長（笹 公一君） 小休します。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 職員の協力体制ですが、当然やるとなったら一生懸命協力してするのはもちろんでございますが、先日来申し上げておりますけれども、いわゆる役場には事務分掌というのがございます。教育委員会的にはスポーツ振興というふうなことで、町民体育大会がかつてから事務分掌として担当であったかと思えます。いろいろ皆さんがいいということをやっていくのは、みんながいいことだからやったらいいんだろうと思うんですけれども、やはり人的資源それから予算も優先順位をつけながらやっていかなければならないというふうには思っています。

それと、50万円以上のアンケートをしたことがあるかにつきましては、ちょっと私の知っているところではないんでないかなと思います。

それと、アンケートは、今回はそういうふうなこともあって、ぜひ今後に生かすためにとらせていただければと思っております。

○議長（笹 公一君） 美馬議員，今のでええ。

再質問はオーケーです。

はい。

○3番（美馬友子君） 2,000世帯に郵送でこの料金を使って、本当にアンケートをとる重要性はありますか。ほんで、今も局長が言われたように、優先順位を考えてっていうたら、優先順位が低いように私はとりました、この町民祭に対して。その優先順位が低い中で、重要なんでこの予算をとりたいておっしゃいましたけど、参加者は本当に60周年のときは1,000人来ました。ほの次が900人、去年は行方不明者の捜索もあって、消防も中山地区も来れなんで700人、ほれは理由があったかと思うんですけど、どんな運営なら参加しやすいとか、若者や子供たちがどんなふうにしたら参加できるんかっていうような前向きなアンケートなら理解できますけど、するしないのアンケートなら行政がしっかりことはそれはしないだっという判断で十分だと思います。ですから、私はアンケートをとるのには、意味のないアンケートなら反対しております。なぜなら、アンケート調査をして、区長会で、答弁ではあったかもわかりませんが、ちゃんとした評価、分析を区長さんに配ったっという経緯も見られないし、広報にも載っておりました。大事な住民の意見をどこまで反映してくれたのか。また、それをどんなふうに捉えて、私たちはどの区がどんなような現状なのかということを知ることもできません。やっぱりアンケート調査をしたら公表すべきだと考えております。それなので、本当に委員会で区の意見をまとめて提出しました、前回。そのことが本当に私たちに返されてないので、またアンケートをして何になるんかっていう住民の方の声が多分多いと思うので、その点、私は予算的にはいろんな細かいことと言えば問題があるんかもわかりませんが、予算は通しますけど、アンケートには私は反対しております。

以上です。

○議長（笹 公一君） 答弁は要る。

笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 議員さんからいろいろなご意見も承りました

ので、そういうふうなことも念頭に置きまして、無駄なことにならないような内容のアンケートを考え出してやっていかせていただこうと思っております。

○議長（節 公一君） ほかに質疑はございませんか。

仙才議員。

○1番（仙才 守君） 昨日回答をもらっているんですが、ちょっと続けて2つほど聞きたいと思います。

1つは、電話機を更新すると言ったやつで、救急救命の関係で3者通話できるんですかって聞いたら、敷地をまたいで、現在の事務所とは多分あれば県道が通ってるからつなげませんということだろうと思うんですけども、今実際にここから下をのぞいてみると、県道をまたいでいる線が10本ぐらい見えます。だから、用途によっては県道をまたいで別にも構わんのだろうと思うんですよ、実際にまたいでますから。だから、規制のようなもんがあるんだろうけれども、公的な理由で人命にかかわるような場合は特例があるんじゃないかと思うんですよ。

それで、質問は、関係機関にそういう打診をしたのかどうか、事例はないのかということですよ。

徳島新聞に去年10月ごろに指摘をされて、それによって3分ほど出勤がおくれるというような内容だったと思うんです。かなり大きいに載った。それから半年以上たって、業者から多分同一敷地内でないとできんと言われたんだろうと思うんですけど、ああ、そうですかっていうことでそれ以上の行動をしてないように見えるんで、何らかの行動をとったのかどうかということは、全国に事例があるんでないかなとひょっと思ったもんですから、その点についてちょっとお聞きをしたいと思います。

行政をやっていく上でのスタンスが問われている問題だろうと僕は思います。大したことないんですから、線またぎゃあええんだから。あるいは、穴を掘ったり何かできるだろうと。あるいは、無線にしたり、何らかの努力をしたのかどうかということですよ。詰所をこっちに持ってくるということもあるんでしょうけれども、時期の問題もあるでしょうし、線ぐらい延ばせるんじゃないかというふうに思っております。それに対して回答を願いたいと。

もう一つは、これ単純にわからないことなんで聞くんですけども、この地方創生の病院のことで、事務委託で勝浦病院改築事業認定委託で700万円という予算がとら

れてますけれども、これはどういうことなのかという、単純にそれはこういうことで
すという質問。700万円要るんですか。コンサル料か何かかなとは思うんですけれど
も。この2点についてお答えを願いたい。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） ご質問いただきました県道をまたいで3者通話ができ
ないのかというところで特例等がないのかの確認をしたのかというようなお話であ
ったかなとは思いますが。

1つは、お見込みのとおり、業者さんとの相談によって基本的にはわたってはでき
ないというふうな返事だとどまっているところでございます。

あと、今回の電話機の交換において初めて3者通話機能が使えるようになるという
ことでございますので、そちらのほうに優先されるものと考えておるところではござ
います。今の電話機器が非常に古いために、それに追加してやるのは非常に効果的に
もったいないのではないかとということで、電話機を交換しての対応にしたいという
ところでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 石木室長。

○地方創生推進室長（石木正昭君） 事業認定の委託料のことについてご答弁申し上
げます。

こちらの予算のほう、お願いしている分につきましては、病院事業の改築の事業の
認定委託料ということで、具体的な内容としましては、事業認定、これは勝浦病院の
改築はこういう事業を行いますよということで、申請し認定をいただく業務になりま
す。なお、この事業認定を受けることによって、今後用地の関係者からの土地を購入
させていただく場合に、租税特別措置法による特例で譲渡所得に係りまして5,000万
円の特別控除が受けられます。そういったメリットがありますので、この事業認定の
ほうを受けるということになっております。

なお、この委託業務におきまして、事業認定を受けるための業務を委託ということ
になりますが、主なものとしては、申請に係る添付書類、事業計画書とか関係する図
面、そういったものの作成のほうもあわせてお願いするようになるかと思われま
す。

以上です。

○議長（筈 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 答えをもらったようなもらってないような、一つは、線を延ばすという。3者通話ができなかったちゅうのは、やろうと思うたらできただろうとは思うんですけれども、今度の新しい機械だったらできると。ほしたら、詰所がこっちへすぐ来りゃあええけど、来んまでの間はどっかの関係機関に交渉して、命にかかわるこっちゃけん、延ばしたらいかんのかというような、そういう行動をとるんかどうかということ聞いたんです。

○議長（筈 公一君） この分だけでええ、あと病院のほうはええ。

○1番（仙才 守君） ようわからんけど。

○議長（筈 公一君） 病院のほうはね。

山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 基本的には、今詰所の移転の交渉を始めたいというふうに考えているところでございます。ですので、それを優先させたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） 今まではほういうことはせなんだんかって。事例はないんかとか、調べたりとかというのは。

○企画総務課長（山田 徹君） 先ほども申し上げましたように、業者さんのアドバイスのみでございます。調べてはおりません。

○議長（筈 公一君） ちょっと小休します。

午前11時00分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（筈 公一君） 再開します。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） なければ、議事日程の都合で小休したいと思います。

午前11時05分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（筈 公一君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

引き続き、議案第5号についての質疑を行います、質疑のある方。
ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鄒 公一君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

国保の特別会計補正予算について、ありませんか。

井出議員。

○9番(井出美智子君) 議案第6号について質疑を行いたいと思います。

これは大変税率が下がっていて歓迎すべきことですが、一律に下がっているということ。なるべく所得の低い人に手厚く下げていただくという執行部の配慮は十分受けとめておりますが、やはり最近聞きますところ、自営業の商売がうまくいかなくて、払いたくても払えなくて滞納している世帯がふえているかと聞いております。そして、真面目に働いてもなかなか払えない世帯への救済策というのにぜひ取り組んでいただきたい予算ではございましたが、ずっと考えておりますが、残念ながらこの補正予算ではそういうふうな制度にはなっておりません。このことについて町長の見解をお願いします。

○議長(鄒 公一君) 野上町長。

○町長(野上武典君) 国保のいわゆる低所得者への減額、負担軽減ということだろうと思うんですが、前にも申し上げましたように、国保で低所得者の段階ごとの軽減対策は制度的にございます。それ以上の対策となりましたら、かなり制度設計から始めていく必要があろうかと思えますし、勝浦町の国保にとってそれが適当なんかどうかというところからの検討かと思えます。

今回、かなり大幅な国保の軽減になったかと思えます。平等割または均等割あたりの減額というのは、全ての世帯に対してというところもあるんですが、特に所得割はそのまま置きましたので大きいのかなど。いわゆる低所得者にとって、また多人数の家族の国保にとって大きい軽減対策となったかなというふうには感じております。どうかそういった軽減にも取り組めればというところではございますが、今後県で一元化された運営となっていくところもございますので、そのあたりの動向も見きわめた

いということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 多子世帯とか大家族のところは、やはり収入の道も多数ございます。平等割それから均等割が大きく下がっていることは大変歓迎しております。

私が重ねて言っていることは、年金だけで生活している、確かに法定減額がございしますが、その法定減額さえ払えなくて、滞納している世帯があるという事実をしっかりと執行部も受けとめて、難しいとは思いますが、制度設計に踏み出してほしいということを重ねて訴えたいと思います。

○議長（笹 公一君） 久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） さっき町長のほうからも答弁がありましたとおり、とりあえず今回につきましては平均の8%という大幅な税率を引き下げました。議員さんのほうからも、以前からもうそういったご指摘もずっとございます。そういった制度設計のお話もありますので、十分その思いを受けとめまして今後検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑を行います。

簡易水道事業、質疑ございませんか。

大西議員。

○10番（大西一司君） 議案第7号について質疑します。

ちょっと単純なことだけ。

これ2,700万円でしたか、当初予算で計上されてないっていうのは。ほんで、補正で対応した何かわけがあったんでしょうか。もう当初からの計画があったと思うんですが。

○議長（笹 公一君） 松本課長。

○建設課長（松本博文君） 予算編成方針の中で、当初は骨格予算で、5月に肉づけ予算の補正ということで聞いておりましたので、今回の建設工事費については、肉づけ予算で5月の議会のほうに提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 大西議員。

○10番（大西一司君） ほらほんでええんはええんやけど、これ肉づけっていうようなもんかいねというような感じがするんやけど、当初からこういう計画があつたんだろうし。ここのさび分けっちゅうか、そこらは理解がしにくいところもあるんやけど、考えてほうされたんだつたらええかなと思います。終わり。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 基本的に、最初の予算の全体説明のところでは若干触れさせていただいたんですが、町長の裁量により、今年度する金額、工事の量、あるいは先延ばしするとか、そういうふうな可能性があるものについては、全て肉づけ予算のほうに上げさせていただいております。ただ、4月1日からどうしても施工していく必要があるもの、そういうふうなものについては当初予算に一部のせさせていただいたような格好になっていると思います。

今回の水道事業につきましても、年度分けをして一発でやるかやらないかとか、年度を分けてやるか、そういうふうなところの選択肢は当然あったものと考えておりますので、今回の肉づけの予算のほうにのせているということでご理解をいただけたらと思います。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、議案第8号の質疑を行います。

介護保険特別会計補正予算について、質疑のある方ございませんか。

質疑なしでよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第9号について質疑はございませんか。

勝浦病院補正予算について、質疑なしでよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) じゃあ、質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

議案第5号から議案第9号までの5件を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(筈 公一君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第5号から議案第9号までの5件は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長(筈 公一君) 次に、日程第11、議案第10号、国民健康保険勝浦病院 電子カルテシステム導入事業に係る物品購入契約の締結についてを議題とします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが、これにご異議



ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

議案第10号について質疑はございませんか。

仙才議員。

○1番(仙才 守君) それでは、質問を簡単にさせていただきます。

業者の選定の仕方について質問をします。

この前もちょっと聞いたんですけれども、これは入札によって選ぶということになったと。7業者を指名したということで、指名をしたということはその業者は価格で選ぶということですから、ほぼ同じランクだというふうに判断をしたんだと思うんですけれども、選び方自身に私はちょっと疑問が残るわけです。

一昨年、遠方監視システムというのかな、水道の、あれをプロポーザル方式で決めました。かなりの金額だったと思うんですよ、1億円とかね。あれは、遠くにある貯水池というか、水源地の水位と流量がわかりゃあええと。ほとんど案件としては工事案件ですよ。システムは大したことはない。だから、どこでしても同じようなものができるだろうと思うんですけれども、プロポーザル方式でやっただと。

ところが、今回のこのシステムというのは、総合的なシステムになってて、使う機種も決まっていると、システムの。電子カルテと看護支援、医事会計、介護、それから検査、検診、あるいは画像のシステム、これが一体になっとうわけです。どれかが壊れると病院の業務がとまるというか、病院の場合はとめたらいかんわけです。例えばスーパーなんかだったら、コンピューターがとまったら、このごろは値段も皆わからんようになりますから、店を閉めないかんわけです。もういんでくれっていうことで、買い物かごを持った人がその辺に買い物かごをばんと捨てて怒って帰ると。これは大変なことですけど、大したことないと言や大したことない、返しゃあいいんです。病院の場合は、コンピューターがとまったら。ほんなら、帰ってくれと、患者に。それは言えんわけです。サービスをとめることはできんのです。やっぱり何らかの処置をせないかん、注射をするとか、血出しとったら何かするとか。その処置をするときに、この人は何か病歴があるとか、今までどういう薬を出しとったとか、ある

いは画像で診断せないかんとか、いろんなことがあるわけですよ。それはとまっとう  
けんできんわけですね。その中でも何らかの処置をして、病院としての機能を果たし  
て帰ってもらわないかんわけです。そして、処置をした結果、お金を払う段になっ  
ても、金額がわからんから金を払わずに帰ってもらわないかん。で、また来たときに払  
うてよっていう話です。病院ちゅうのはそういうとこなんです。間違いが起こったら  
いかんしね、しかも。したらいかん薬を注射したら、これいろんなことがあるわけ  
です、危険がいろいろあります。ただ、それでもシステムというのはとまることがあり  
ます。だから、何が大事かという、早く復旧する、そういう総合能力が問われるわ  
け。そういう案件を扱ったんだっちゅうことなんですよ、今回。

それを入札でやるっていうことは、一円でも安いほうに決めるっちゅうことです。  
そういう選定の仕方によかったんかという話なんです。つまり今回のこの業者選定  
というのがベストチョイスだったのかということに疑念が残るわけ。遠隔監視は、あ  
んなん流量と水量がわかりやあええわけで、大したあれではないわけです。電磁流量  
計がぴしっとしときゃあ同じような結果が出るわけです。あれをわざわざプロポーザ  
ルでやっておいて、これは入札でやるというのは、その選定方法ってそんなことでよ  
かったんですかというのが私の一つの疑問です。病院のシステムを甘く見てるんじや  
ないかというふうに思います。これから全部新しくするっちゅうんなら、それでもプ  
ロポーザルでいかないかんと思いますけれども、これは余り選択の余地がないわけ  
ですよ。

それで、今回の業者さんに、私は詳しいことを知らないから、余り物は言えんので  
すけど、どっちかっていうと、キタムラさんはカメラのキタムラの関連会社で、今富  
士フイルムの子会社になっている会社ですよ。どっちかというたら画像ですよ。画  
像のそちらに強い企業さんかなと思いますよね、電子カルテであるとか医事会計であ  
るとか、そういうトラブルが起こったときに——いや、僕はけちつけるつもりはない  
んですよ、よく知らんから——その選定として、やはりプロポーザルでやるべき案件  
だったんじゃないかというふうに私は思ってます。一刻も早く復旧させんといかんわ  
けですよ。時間が長引きやあ長引くほど、後々のバックアップっちゅうんか、復旧に  
手間を物すごく要するんです。どんな処置をしたかも後で全部入れていかないかんし  
と思います。そのことについてどのようなご意見をお持ちか質問をしたいと思いま

す。

○議長（節 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 本件の入札について、最終的には随意契約なんですけれども、指名競争入札で本件の業者選択を行ったことについてどうなのかというふうなご質問かと思えます。

本件の入札に関しましては、電子カルテをもう7年使っておりますので、昨年から随時検討を重ねてまいりまして、まずどういうシステムを使うのかということにつきまして機器の選定委員会を院内で立ち上げまして、そちらで機器の選択をしております。その後、現在の勝浦病院で使っている電子カルテシステムについて富士通製のものを使っておるといこともございますので、そちらの新機種のデモ等を行いまして、院内の選定委員会では現在のものの更新がいいであろうということで今回の機種選定に至っております。

それで、同じくどういう業者さんをお願いするかは、申しわけございません、プロポーザルに関しては、今回の入札というか、業者選定に関しましては選択肢の中になかったということが実際のところであろうかなと思えます。

それで、まず入札でありましたら一般競争入札、それから次に指名競争入札というふうを選んでいくと思うんですけれども、まず先ほど議員さんからもおっしゃられましたように、当然何らかの支障が出た場合に対応してもらう必要があるということで、勝浦病院のほうでは今までのレントゲンシステムでありますとか内視鏡システムでありますとか、それぞれ医療機器を納品をされている業者さんがございます。そちらで電子カルテの納品実績があるかどうか確認しまして、ある業者さん、まず今勝浦病院に納品されている業者さんにつきましては当然納品実績もありますし、その後の管理も行っていただいておりますので、すぐに対応していただけるというのがわかった業者さんばかりを指名させていただきまして、その中で後は価格競争になりますけれども、価格を安くしていただける業者と契約するという手法をとらせていただきました。

今回のこの契約の形式をもう少し考えたほうがいいのではないかというご意見につきましては、十分考えさせていただきまして、今後のことにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） この契約先の会社が全てやるのではなくて、バックアップ体制をそれぞれの専門のところと組んでいただいて、これだったら心配ないという保守体制をつくっておいてほしいというふうに思います。それが非常に大事なことだと思っておりますので、そういう注文をつけたいと思います。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） ただいまいただきましたご意見につきまして、十分こちらのほうとしましても、保守は非常に重要なことでございますので、契約の際には十分検討しまして、速やかに保守、故障の対応等をしていただけますように体制を組んでいただくというふうにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（笹 公一君） 麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） 今、きのうの話とよく似たことをおっしゃっておりました。

機器選定においては、保守点検まで一元化をしてくれるところの業者がよいつちゅうふうな今発言もされました。

それより先に、きのう言いました随意契約5,184万円、これは入札というのは7社で、これ入札は何遍行って最終これに落ちついたか。破格な5,180万円ちゅう金額をいとも簡単に随意契約となってるから、入札でこの契約に至るまで何回ぐらいの入札が行われたか。

ほれと、契約の方法は随意契約と書いてありますが、先ほど機器購入後保守管理まで一元化していただけるところを選定するのが望ましいというふうな発言がございました。裏を返して悪く考えれば、ここに書いてあります会社に何もかも随意契約という形で行くおそれがあるのではないかと考えられることもなきにしもあらずと考えております。恐らく答弁としてはそういうことはないという答弁になると思いますが、まず1つは、何遍ぐらいして最終この随意契約ということでこの会社に落ちついたか。この2つだけで結構です。答弁願います。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） まず、入札の回数ですけれども、入札につきましては、まず1回目の入札を行いまして、金額が予定価格に達しませんでしたので、

不調ということになっております。その後、再入札を即しておりますが、再入札の際に入札の辞退が出ております。辞退が出て、最終的に入札をしようという業者が1社しかございませんでした。ということで、1社になった場合に競争原理が働きませんので、その入札につきましては不調という形をとらせていただいております。その後、まず予定価格以内の見積もりがいただけるのかどうかということで、最終的に1位だった業者さん、それから2位だった業者さん、それから当然最低入札額を提示した段階で、これでは落ちないよというところでもう一度見積もりをいただいております。2社から見積もりをとるという形をとらせていただいております。最終見積もりをとって、1社業者さんが予定価格以内の見積もりを入れていただきましたので、そちらと随意契約を結びたいということで、こういう形になっております。

それから、保守契約につきましては、今後のことではございますが、まず今回入札いただいた業者さんにつきましては、保守契約可能な業者さんだろうと思いますが、その中でまた見積もりをとりまして、一番安いというか、そちらにつきましては先ほど仙才議員のほうからもありましたけれども、しっかり保守をしていただける業者さん、当然今回契約する業者も含めてですけれども、検討しまして、一番きちっと保守していただける業者さんと契約をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） 再入札でなくて、見積もりだけでこれだけの金額になっているわけですが、見積もりだけ3社からもらってここじゃっていうてぱっと……。

○議長（笹 公一君） 見積もりは2社。

○4番（麻植秀樹君） 2件だろう。3社やったん違うん。

ほれで、見積もりだけとってぱっと決めてしもうて、どうしても納得が。もう言うてもうまいことかわすあれですけん。とにかく自分たちはどうしても納得がいきません。これだけの金額をいとも簡単に——いとも簡単と言うたら語弊があるかもしれませんが——随意契約ということで、こういう流れは町民目線ですと、まだまだこれ改築に向かっていくわけですが、このかかった費用というのは、若い人から年寄りまでいわゆる年金をもらってようやく暮らしておる人までに、最終は幾らかしかの税負担として徴収せねばならんですよ。そこのことまで考えて、簡単に5,000万円や

けんっちゅうような気持ちでやられたんでは、町民の一人として納得ができません。これから病院改築にも莫大な金額が投入されるんですけども、そのところは行政としても十分考えてやっていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（筈 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 済いません。先ほどの説明の中で、随意契約についてですけれども、まず入札が不調になった場合に随意契約が選択できるというところであります。ですから、当然そのときに随意契約を行うのがいいのかどうか、また仕様書なりをやり直して、業者さんも全てかえて入札をもう一度かけ直すのがいいのかどうかというのを十分に検証する必要はあろうかと思えます。

今回の場合につきましては、まず指名をしたという時点でそんなに多くの業者さんもない状態でありまして、その後入札が不調になって、再度仕様書を変更するというのにまた相当な能力が必要になります。それで、病院としましては、今回の予定価格に達する業者さんが今回の仕様書で、今回のメンバーでこの見積もりを出していただければ、そちらと契約をまくのが最善であろうということで、こういう形態をとらせていただいております。

今後の改築の話もありましたけれども、そちらにおきましてもどういう手法をとるようになるかは決定してございませんけれども、十分競争原理が働かまして、町が不要な支出をすることのないように検討していく必要があるかと思えますので、今後ともご指導いただけたらと思えます。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定い

たします。

これより第三読会を開きます。

議案第10号について討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(筈 公一君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第10号、国民健康保険勝浦病院 電子カルテシステム導入事業に係る物品購入契約の締結については原案のとおり可決いたしました。

議事の都合により、休憩といたします。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○議長(筈 公一君) 再開いたします。

~~~~~

○議長(筈 公一君) 日程第12, 報告第1号, 専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から本件の提出説明を求めます。

野上町長。

○町長(野上武典君) 報告第1号についてご説明を申し上げます。

報告第1号, 専決処分の報告についてであります。地方税法の改正に伴い、勝浦町税賦課徴収条例等の一部について改正が必要となり、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2

項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（笹 公一君） 町長の説明は終了いたしました。

続いて、担当課長に詳細説明を求めます。

久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） それでは、詳細説明をしたいと思います。

今回の条例改正につきましては、地方税法の改正によりまして、賦課徴収条例の改正が必要となったこととございます。ただ、内容につきましては、もうほとんどが条項のずれであったりとか、文言の修正というふうになっております。

改正の内容については6項目ほどございまして、事前にお配りしております資料1、勝浦町税賦課徴収条例の主な改正内容一覧というところをごらんいただけたらと思います。

まず、その一番上の48条ですけれども、これにつきましては法人町民税でございます。大企業で所得が増加しているような企業につきましては、賃上げとか、そういった国内の設備投資がほとんどされてないような場合につきましては、租税の特別措置法の適用の一部ができないというようなことについての規定でございます。

その下の50条ですけれども、これについても法人町民税で、更正申告があったような場合の延滞金の取り扱いの規定の改正がされております。

それから、そこから下が固定資産税でございます。附則第7条ですけれども、これにつきましては、課税標準額の軽減割合の改正となっております。

それから、附則第8条から10条までですけれども、これについても固定資産税なんですけれども、標準年度、ことし評価がえの年度なんですけれども、この評価がえの年度の翌年度あるいは翌々年度に地価が急激に下落したといったような場合に修正を加えることができる。これは以前からもあったんですけれども、29年度末をもちまして時限立法が切れますので、その延長で30年度から32年度までの延長というふうになっております。ただ、この全て本町においては今までも例がございませんので、大きな影響はないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

この件に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 質疑はないと認めます。

以上で報告第1号は終了いたしました。

~~~~~

○議長（節 公一君） 次に、日程第13、発議第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

議会運営委員長松田貴志君。

○議会運営委員長（松田貴志君） 発議第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第2項の規定により提出いたします。平成30年5月15日。提出者、勝浦町議会運営委員長松田貴志。賛成者、勝浦町議会議員仙才守ほか全議員でございます。勝浦町議会議長節公一殿。

それでは、1枚めくっていただいて、読み上げさせていただきます。

発議第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例。

勝浦町議会の会期等を定める条例、平成25年勝浦町条例第17号の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表、第2条関係として、下に記しておきます。目を通してください。

附則、この条例は平成30年7月10日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 提出者の説明は終了いたしました。

お諮りします。

本件を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、勝浦町議会

の会期等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（節 公一君） 次に、日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思
います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣
することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさんでした。

午前11時58分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員